

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年2月13日

愛媛県立新居浜病院長

堀内 淳

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立新居浜病院ホルター解析業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県立新居浜病院ホルター解析委託業務

年間予定数量 約144件

(3) 委託業務の内容等

入札説明書等による。

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 委託業務に係る成果品の納入場所

愛媛県新居浜市本郷3丁目1番1号

愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

入札金額は、1(2)の1件当たりの単価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められる業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 契約期間中に適正かつ確実に本業務を遂行できる体制が整備されていること。
- (4) 委託業務と同程度の解析業務の受託実績を有する者であること。
- (5) 愛媛県内に事業所を置く者であること。
- (6) 高度管理医療機器等販売業・賃貸業の許可を受けている者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県立新居浜病院総務医事課医事係

〒792-0042 愛媛県新居浜市本郷3丁目1番1号

電話 (0897)43-6161(内線1251)

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出すること。

- (3) 入札説明書の交付方法

#### ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

#### イ 交付期間

公告の日から令和5年3月3日（金）午後5時15分まで。

- (4) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

令和5年3月6日（月）午後5時15分まで。

- (5) 開札の日時及び場所

令和5年3月17日（金）午前9時30分

愛媛県立新居浜病院

管理棟3階 大研修室西

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す「入札書のほかに提出する書類」を、令和5年3月6日（月）午後5時15分までに3(1)に掲げる場所へ提出し、審査の結果、適当と認められなければならない。

なお、愛媛県立新居浜病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否  
要

- (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県立新居浜病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。